

さんだファミリーサポートセンター会員の私有自動車等活動使用に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、さんだファミリーサポートセンター協力（両方）会員が所有する（リース使用含む）車両（以下「自家用車」という。）をファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動にかかる送迎（以下「送迎」という。）に使用する場合の取扱いについて定める。

(所管)

第2条 この規約に定める事務の取扱いは、さんだファミリーサポートセンター（以下、「センター」という）の所管とする。

(自家用車使用許可基準)

第3条 子どもを乗車させた送迎サービスの提供に自家用車使用を許可する基準は、次の通りとする。

- (1) 使用する車両が協力（両方）会員自身又は協力（両方）会員家族の所有車（リース使用含む）であること。
- (2) 送迎距離、公共交通の有無、依頼内容等を勘案し、センターが必要と認めること。
- (3) 車両が整備されたものであること。
- (4) 次の種類の自動車保険に加入していること。
 - ① 自動車損害賠償責任保険
 - ② 自動車保険（任意保険）

(自家用車使用許可申請)

第4条 送迎に自家用車を使用する協力（両方）会員は、あらかじめ別紙様式1の自家用車使用申請書に必要事項を記入し、センターへ提出すること。

申請書には次のものを添付する。

- ① 自動車検査証の写し
 - ② 加入済自動車保険証券の写し
 - ③ 運転免許証の写し
- 2 自家用車使用許可の有効期間は年度内とし、毎年4月末までに再申請しなければならない。
また、使用車の変更に伴い再申請しなければならない。

(遵守事項)

第5条 協力（両方）会員は、道路交通法その他の交通関係法令を遵守し、事故の防止に努めなければならない。なお、次の事項を遵守し、励行することを前提とする。

- (1) 常に安全運転に努める。
- (2) 交通道德を守る。
- (3) スピードをひかえた運転をする。
- (4) 過労、病気、その他の理由で正常な運転ができないおそれがあるときは運転しない。
- (5) 運転免許証、自動車検査証、自動車保険証（自動車損害賠償責任保険、任意保険）は常に携帯しなければならない。

(事故の報告)

第6条 協力（両方）会員は、活動中に交通事故が発生したときは、速やかに最寄りの警察署又は駐在所等及びセンターに連絡し事故内容等を詳細に報告しなければならない。

- (1) 事故の証人及び目撃者がいるときは、その人の住所、氏名、電話番号を記録するとともに現場の状況を直ちに図にして記録しておくこと。

この場合は道幅、車の位置など参考事項を的確に数値を入れて記入しておくこと。

(2) 次の事項を報告すること

- ①事故発生の日時及び場所
- ②事故の状況
- ③事故車の車種、車両番号、乗車していた人（依頼（協力）会員）の氏名等
- ④損害の程度、求償内容、示談の見通し
- ⑤その他事故の処置に参考となること

(事故発生時の処置)

第7条 協力（両方）会員は、事故が発生した場合、次の処置を行う。

- (1) 人身事故の場合は、速やかに応急手当を行い、必要に応じて救急車を呼ぶとともに、センターに連絡を入れる。

(移動サービス専用自動車保険)

第8条 送迎中の賠償事故および自家用車の損害については、センターが加入している移動サービス専用自動車保険（対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害特約・対物超過修理費用補償特約）で対応することができる。

ただし、補償されない内容（車両保険）他、協力（両方）会員の希望により、会員自身で自家用車に付保した自動車保険で処理することもできる。

- 2 移動サービス専用自動車保険期間は、センターと保険会社との契約期間とする。
- 3 送迎で使用を許可された自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターはその責任を一切負わない

(届出の義務)

第9条 次の各号に該当したときは、すみやかにセンターに届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき
- (2) 援助活動途上に拘らず、交通事故および違反を起こしたとき
- (3) 自家用車使用をやめるとき

(許可の取消)

第10条 この規約に違反した場合は、以後、自家用車での送迎の活動を認めないものとする。

(改正)

第11条 本規約中、実情にそぐわない部分が生じたときには改正する。

付 則 （令和3年4月1日）

この規則は、令和3年4月1日より施行する。

